大阪市条例第９２号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成５年大阪市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第19条第１項中「市長が」を「市規則で」に改め、同条第２項中「で市長が定めるもの」及び「、市長が定めるところにより」を削り、「種類」を「種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物（政令第３条第１号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。）が含まれる場合は、その旨を含む。）」に、「定める事項」を「必要と認める事項」に改める。

第23条の２の２中「に市長が」を「に市規則で」に改め、同条第４号中「種類」を「種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第６条第１項第１号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。）が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）」に改め、同条第６号中「市長が」を「市規則で」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。